

中小企業施策に関する重点要望

平成18年6月8日
東京商工会議所

日本経済は大企業を中心に景気の回復傾向が見られるものの、中小企業や地域経済にあまねく浸透するまでには至っていない。とりわけ、原材料価格の高騰等により受注はあっても価格転嫁できずに業績改善に結び付けられない企業や、意欲ある中小企業が立地規制等により東京での事業継続を断念し、跡地が宅地化するケースが増えており、中小企業が安定的に事業を続けられる制度整備が求められている。

今後とも景気の回復基調を確固たるものとし、商工業のバランスのとれた発展を進めるためには、国が将来を担うベンチャー企業の成長を促進することに加えて、中小企業の取り組みを強力に後押しする総合的な政策を講ずることが不可欠である。また、第3期「科学技術基本計画」では、ものづくり技術やナノテクノロジー等について重点的に研究開発が推進されることになっており、それら研究開発においては、中小企業の高度な技術力等の活用を通じて、中小企業の振興にも寄与するよう配慮すべきである。

言うまでもなく中小企業は、我が国経済活力の源泉であり、従来にも増して強力かつキメ細かな支援を図られたく、下記事項の実現を強く要望する。

記

I 中小・小規模企業施策の充実および予算の飛躍的な拡充

企業数の99.7%、従業者数の約7割を占める中小企業は、産業活力や地域経済を支える重要な担い手であるばかりでなく、雇用の受け皿という社会的側面からも、また消費支出増大の面からも極めて大きな役割を果たしている。

このように重要な役割を果たしているにもかかわらず、政府の中小企業対策予算があまりにも少額に止まっているのは、大きな問題である。意欲ある中小企業の取り組みを強力に支援するための施策を積極的に推進すべく、中小企業対策予算の飛躍的な拡充を図ることが極めて重要である。そのためには、国家予算の見直しや徹底した歳出削減を進めることが必要である。

また、三位一体改革により都道府県への補助金の財源委譲がなされたが、中小・小規模企業対策が後退し、商工会議所等による相談指導体制が弱体化することのないよう、国においても責任を持って、施策の充実強化に向けた政策的配慮を引き続き講ずるべきである。

II 中小企業金融の充実強化

1. 政府系金融機関による中小企業金融機能の充実強化

中小企業にとって円滑な資金調達は、経営上最も重要な課題である。そして、これまで政府系金融機関が中小企業の資金調達に果たしてきた役割は大変重要であり、中小企業の成長・発展にとって必要不可欠なものである。大企業を中心に景気回復基調が見られる中、金利の上昇が懸念されているが、こうした時にこそ中小企業基本法で規定されているように、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るべく、中小企業金融機能を充実強化することが求められている。

一方で、現行の政府系金融機関は、その組織や機能を再編成し、新たに設立される機関がその機能を担うことになったが、中小企業向け政策金融機能を同機関の中心に据えて、中小企業者の資金需要に質量ともに的確に応えるとともに、そのために必要な財政的措置を十分に講ずることが不可欠である。加えて、これまで政府系金融機関が培ってきた「目利き」のノウハウや中小企業支援サービスが損なわれることがないように、今後とも政策的な配慮を講ずるべきである。

また、包括根保証制度の廃止、動産譲渡登記の制度化等により、これまでの融資慣行の見直しが進められている中で、売掛債権、在庫などの動産を引当とする融資は、中小企業の資金調達環境の拡充に寄与することから、不動産担保・個人保証に依存しない政府系金融機関の融資制度や信用保証制度等の拡充を図られたい。さらに、担保等を十分に持つことが困難な創業間もない企業や、大企業と比べて資金調達力に乏しい中小企業が活用できる多様な金融サービスの普及・浸透を政府系金融機関や信用保証協会において、率先して図るべきである。

2. 信用補完制度の見直しに際しての的確な対応

信用補完制度の見直しにより、今後、信用保証協会と金融機関との責任共有による「部分保証制度」や「負担金方式」等の導入が予定されているが、いずれを選択する場合でも、中小企業とりわけ信用力の低い企業や創業間もない企業、小規模企業に対する資金供給の円滑化を阻害することのないよう、十分に配慮されたい。

また、本年4月から実施されている保証料率の弾力化に伴い、個別企業の保証料率の区分決定にあたっては、定量評価のみならず定性面にも十分に配慮した運用を図られたい。

3. 中小企業が活用しやすい電子債権制度の構築

税務申告等の各種行政手続きのオンライン化が推進されているものの、手続きに掛かる手間などから利用率が伸び悩んでいるのが現状である。こうした状況の中、売掛債権等の金銭債権の譲渡を電子的手段によって推進するための制度化が検討

されているが、こうした制度の構築にあたっては中小企業の実情を十分に踏まえて活用しやすい制度とした上で、安定的な運用を図るべきである。

Ⅲ 中小企業の活力強化

1. ものづくり産業の基盤強化

(1) 中小ものづくり企業に対する積極的な支援

国際競争力の源泉である我が国のものづくり産業を支えてきたのは、高度な基盤技術を有する中小企業であるにもかかわらず、厳しい価格競争や後継者難など様々な経営上の課題に直面し、今やこうした基盤技術・技能が失われつつあるのが現状である。新法成立と併せ、基盤技術を有する中小企業への重点的支援はもとより、先端分野から技能者の高齢化等により継承が危ぶまれている匠の分野まで含めて、積極的な支援を図るべきである。

また、税負担の軽減や設備投資の促進が図れるよう、減価償却資産の償却可能限度額の見直しや法定耐用年数の短期化、さらには個々の企業の経営状況に応じて償却期間の弾力化が図れるようにするなど、減価償却制度の抜本的な見直しを早急に行うべきである。

(2) 産業力強化のための立地規制の緩和

製造業をはじめとする東京の産業は、我が国経済を牽引してきたにもかかわらず、これまでの国の政策により工場等の地方移転を余儀なくされてきた。これ以上、東京の産業基盤が損なわれないよう、製造業のみならずメンテナンス産業等都市型産業も含めて、工場や倉庫等の新築や増改築が円滑に進むよう、建築基準法等における作業場の面積制限の緩和を図るなど、安定的な操業環境の確保に資する政策を講じられたい。

また、産業や人口が集積している地域に立地している中小企業にとって、事業所税の負担は重く、経営に与える影響は大きい。立地規制の緩和と共に産業力を強化する観点からも、中小企業に対する事業所税の撤廃もしくは税負担の半減を図るべきである。

(3) 知的財産の保護・活用に対する支援の強化

中小企業における知的財産の保護および戦略的な活用に向けて、審査請求料や特許料の減免措置の拡充等を通じた負担軽減を図るとともに、早期審査・審理制度の一層の普及・定着を図るべきである。また、中小企業の海外市場における知的財産を保護すべく、総合的な相談・サポート体制を強化されたい。

(4) 新製品・新技術の開発と市場開拓の一体的支援

競争力を持った新製品や新技術の開発支援や市場開拓を支援する施策は有効であることから、これらの一体的な運用を図るとともに、複数年度での取り組みが可

能となるよう考慮されたい。

なお、助成金事業の実施にあたっては、受付期間の十分な周知はもとより、助成枠の拡大および申請手続きの通年化等、制度の充実を図られたい。

2. サービス産業に対する支援策の構築

我が国の生産・雇用の7割弱を占めているサービス産業については、製造業とともに経済成長のエンジンとして期待されていることから、「新経済成長戦略」にもあるように、サービスの質や生産性の向上に資する総合的な支援策の構築を図られたい。

また、健康・福祉や観光・集客、流通・物流をはじめとした今後の成長が期待されるサービス分野については、重点的な支援を図られたい。

3. 中小企業新事業活動促進法等による支援体制の強化

同法による認定や承認を受けるための申請手続き等の難しさを指摘する声もあることから、革新的な取り組みに挑む中小企業等が活用しやすい制度運用を図ることが求められる。加えて、新連携事業については、積極的な認定に努めるとともに、地域戦略会議によるサポート体制の実効性を確保し、認定企業等に対する各機関による支援が円滑に受けられるよう十分に配慮されたい。

また、国の中小企業支援策は広範にわたるため、個別施策の趣旨や申請手続き等の難しさを指摘する意見が多いことから、中小企業にとって各種施策がより活用しやすくなるよう整理を行うとともに、手続きの簡素化等の方策を講じられたい。

IV 産業人材の確保・育成、職業教育の充実

1. 産業人材の確保・育成

東京商工会議所が実施した調査では、例年と比べ、今後重視する経営課題として「人材の確保・育成」と回答している経営者が約6割と増加している。大企業等と比較して、中小企業における人材確保・育成が困難な状況を踏まえて、人材確保・育成に要する経費の負担軽減措置や各種助成制度、優遇税制等をはじめ、中小企業にとって実効性ある総合的な施策の構築を図られたい。

また、産業人材育成の観点から、昨年度にモデル事業が実施され、若年期からの職業意識の醸成に成果を上げつつある「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」については、関係省庁との連携強化により、一層の推進を図るべきである。

2. 職業教育の充実

日本版デュアルシステムについては、受入企業である中小企業の参加意欲を高めるとともに事業の実効性を確保できるよう、コーディネーター制度の充実や教師への事前教育の徹底とともに、プログラム面の策定も含め、受入企業の負担軽減を図る措置を講じられたい。

また、ものづくり等各分野の専門家の育成を図るには、高専からの大学院進学や工業・商業高校からさらに高度な専門教育への進学を促進するシステムを導入するほか、専門家を目指す若者が社会的に評価される環境の整備を進めるべきである。

V 経営環境の整備

1. 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は企業の継続的な活動のための基礎的な財産であり、本来は非課税とすべきだが、まずは5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除する制度を創設するなど、包括的な事業承継税制の確立を図るべきである。

また、取引相場のない株式は換金性がないにもかかわらず、優良企業、とりわけ収益性の高い企業等を中心に評価額が高くなり、相続時の過大な税負担から事業者の意欲を阻害する要因になっているので、評価方法のさらなる改善を図るべきである。

2. 中小同族非公開会社に対する留保金課税の廃止

中小企業において自己資本の充実は不可欠であり、資本蓄積を抑制する留保金課税は企業の自己資本充実に向けた努力を阻害するものである。平成18年度税制改正により抜本的な見直しが行われたものの、そもそも法人税と所得税の最高税率の格差が大幅に縮小した現在、制度の存在意義がすでに失われていることから、早急に廃止すべきである。

3. 中小企業の取引適正化への対応

原材料価格の上昇等を背景に、取引上の優越的地位を利用するなどにより、中小企業が不当に不利益を被らないよう、下請代金支払遅延等防止法や下請中小企業振興法、独占禁止法等に基づいた迅速かつ実効性ある対応を図られたい。

4. 中心市街地活性化の推進、地域商業の活性化

(1) 中心市街地活性化法の的確な運用

改正された同法の施行後は、基本計画の認定にあたり、中心地と郊外の区分が明確でない東京の地域特性を踏まえた対応を図るとともに、複数区にまたがった中心市街地については一体的な活性化が図れるよう、法的整備を講じられたい。

(2) 商店街等によるコミュニティ再生事業への支援強化

まちの賑わいの源泉であるとともに、地域社会の基礎的インフラとしても期待されている中小小売店や商店街の活性化を図るべく、予算措置を含めた一層の支援を図られたい。特に、防災や防犯、環境、子育てや教育問題等、地域社会が抱える課題を地域主導で解決できるよう、商店街、住民、企業などが一体となったコミュニティ再生への取り組みに対する支援を強化すべきである。

5. コンテンツ産業に対する支援策の構築

アニメやモバイルコンテンツ、ゲームソフト等、我が国のコンテンツ産業は技術レベルが高く、また、海外も含めて市場規模が大きいことから成長産業として期待されており、国もその振興を国家戦略に位置付けている。我が国のソフトパワーをさらに高め、海外市場への進出をより一層促進するためにも、資金支援や販路支援に加えて、人材育成や著作権管理を含めた総合的な支援策の構築を図られたい。

6. 仕事と育児の両立支援に取り組む企業に対する支援

出生率の低下傾向が続き、少子化が急速に進展する中、出産・子育てに優しい経済社会の実現に向けて、仕事と育児の両立支援に取り組む企業に対する表彰制度や助成制度の充実強化、優遇税制等のインセンティブの拡充を通じて、積極的な支援を図られたい。

7. 道路特定財源としての軽油引取税等の暫定税率の撤廃

道路特定財源の一般財源化の議論については、そもそも公共財である道路の整備のために一般の税財源を当てることが原則であるにもかかわらず、特に早急な整備が必要な場合に、例外的に受益者負担主義を採用して特定財源に頼ることとした経緯を忘れてはならない。

したがって、道路特定財源を一般財源に回すのであれば、まず、真に必要な道路の整備に充当するのが筋である。もしもその必要性がないのであれば、多くの運輸業者が燃料価格の高騰分を運賃に転嫁できずに厳しい経営を強いられている状況に鑑み、本来の趣旨および受益者負担とした経緯に則り、少なくとも揮発油税や軽油引取税等の暫定税率を撤廃すべきである。

8. 改正道路交通法に伴う路上駐車に対する配慮ある運用

道路交通法改正に伴う放置車両の確認事務等の民間委託については、国民生活に直結し経済活動を支えている物流機能に与える影響が大きいことから、違法駐車対策の推進を図るという法の趣旨は認識しつつも、配送や貨物等物流関係車両の専用駐車スペースの整備が不十分な状況を踏まえると、配慮ある運用を講じられたい。

<継続要望事項>

下記事項については、施策を検討もしくは継続的に実施されるよう要望する。

1. 中小企業の活力強化

- (1) 中小企業再生支援協議会活動の成果を一層高めるべく、再生支援のための人材の確保・育成等に対する強力な支援を図られたい。
- (2) リース会計基準の見直しにあたっては、借手企業側の税務上の扱いや事務負担の増加に配慮する等、産業界の意向を踏まえた上で、慎重に検討されたい。
- (3) 観光振興の推進を図るべく、観光省（少なくとも観光庁）の設置とともに、関連予算を大幅に拡充されたい。
- (4) 中小企業による地域の資源を生かした商品開発や販路拡大等について幅広く支援すべく、地域産業支援に関する施策を充実強化するとともに、JAPANブランド育成支援事業等を通じて、地域ブランド構築に対する取り組みを積極的に支援されたい。
- (5) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」に則り、中小企業とりわけ技術力のある企業や創業間もない企業における受注機会の増大に配慮されたい。

2. 中小企業金融の円滑化

- (1) 改正金融検査マニュアルについて、引き続き、中小企業の実態に配慮した運用を図られたい。
- (2) 小企業等経営改善資金（マルケイ）融資制度に関する以下の措置を拡充されたい。
 - ①貸付限度枠の別枠を本枠へ統合し、限度額を1000万円とすること。
 - ②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）および別枠融資の取扱期間の延長。
 - ③生活衛生関係事業者に対する設備資金について、本制度の融資対象に加えること。
 - ④ソフトウェア業の従業員要件について、製造業扱いとすること。

3. 中小企業関連税制の拡充

- (1) 中小企業関連税制に関する以下の措置を拡充されたい。
 - ①法人税の実効税率および中小企業軽減税率の引き下げ、軽減税率の適用所得金額の引き上げ。
 - ②中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長および拡充。

- ③欠損金の繰戻還付制度の無条件適用を早期に復活。
- ④ベンチャー企業等の創出・発展を促すため、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限の延長およびエンジェル税制のさらなる拡充。
- ⑤環境税については、将来的にもその導入には断固反対。

4. 経営環境の整備

- (1) 大規模小売店舗に併設されているサービスや飲食等の施設に関する大規模小売店舗立地法の指針を早期に改定するとともに、地域の実状を踏まえた弾力的な対応が図れるよう配慮されたい。
- (2) 改正都市計画法の施行に併せて、適正な運用に向けたガイドラインを制定されたい。また、広域調整の強化に向けて、都道府県知事が市町村の都市計画決定に対する同意を行う際に、両者間で十分な協議がなされるよう指導されたい。
- (3) NO_x・PM法の対策地域の見直しや規制対象自動車の使用猶予期間の延長を図るとともに、事業者への優遇税制や資金措置について拡充されたい。
- (4) 知的財産に関する紛争処理に資するべく、中小企業に対するADR（裁判外紛争処理）制度について、より一層の普及・定着を図られたい。

5. 都市基盤整備

- (1) 羽田空港の再拡張および国際化に対応すべく、沖合展開跡地や周辺地域を早期に開発するとともに、道路や軌道系交通等の交通インフラの整備を促進されたい。

以上

平成18年度第5号 平成18年6月8日 第571回常議員会決議
